

## 島暮らしお試し住宅コウダハウス 利用規約

### (設置)

第1条 能登島地区へ移住を検討している者（以下「移住希望者」という。）に対して、一定期間、地区での日常生活や風土を体験し、地域の風習や決まり事を知る機会を提供するため、島暮らしお試し住宅コウダハウス（以下「体験住宅」という。）を次のとおり設置する。

### (名称及び所在地)

第2条 体験住宅の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 島暮らしお試し住宅コウダハウス

所在地 石川県七尾市能登島向田町 119 番地 1

### (管理)

第3条 この施設の管理者は、能登島地域づくり協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 この施設の管理事務局は、能登島地区コミュニティセンター（石川県七尾市能登島向田町ろ部 8 番地 1）に置く。

### (利用の許可)

第4条 体験住宅を利用しようとする移住希望者は、利用を開始する日の1週間前までに申請書を提出し、協議会長の許可を受けなければならない。

2 体験住宅の利用者は、次に掲げる各号のすべてを満たすものでなければならない。

- (1) 本地区への移住を希望している者であること。
- (2) 代表者は利用時に18歳以上（高校生を除く）であること。
- (3) 利用時に七尾市外に住所を有する者であること。
- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団、その他集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員や、それらと密接な関係を持つ者（以下「暴力団等」という。）でないこと。

### (利用の制限等)

第5条 管理者は、前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号の1に該当するときは、利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この規約に違反し、相当の期間を定めて当該事項の是正を催告したにもかかわらず、その期間内に是正がなされないとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 体験住宅の施設又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認めら

れるとき。

- (4) 暴力団等の利益になると認められるとき。
- (5) その他、体験住宅の管理上支障があると認めるとき。

(利用期間)

第6条 体験住宅の利用期間は、1年以内とする。ただし、協議会長が特別に必要と認める場合は、この限りではない。

(利用料)

第7条 利用者は、体験住宅の利用料として、別表1に定める金額を協議会に納付する。これには、利用にかかる光熱水道費が含まれる。

- 2 利用料は、体験住宅利用開始日の3日前までに前納しなければならない。
- 3 既納の利用料は、これを還付しない。ただし、協議会長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意又は過失により、施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、協議会長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときはこの限りではない。

- 2 協議会長は、第5条の規定に基づく利用の制限等により、利用者が被った損害については、その賠償の責めを負わない。

(住宅管理人)

第9条 協議会は、体験住宅の管理に関する事務を補佐させるため、住宅管理人を置くことができる。

- 2 住宅管理人の報酬については別にこれを定める。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また鍵を紛失したときは、速やかに協議会にその旨を報告すること。
- (2) 施設、設備、備付け備品及び什器類を適切に取り扱うこと。特に火災予防及び盗難の予防に万全を期すこと。
- (3) 体験住宅まわりの除草、及び清掃を適宜行い、住宅地を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(5) 利用者は、体験住宅の利用期間が満了したときは、直ちに体験住宅の鍵を協議会に返却すること。

(6) その他、体験住宅の利用に関し、協議会が必要と認めること。

(禁止又は制限される行為)

第11条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 協議会長の書面による承諾を得ることなく、施設の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は施設の敷地内における工作物の設置を行うこと。

(2) 許可なく同居人をおくこと。

(3) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。

(4) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(5) 施設内外で建物に害する行為をすること。

(6) 施設内での動物等の飼育、及び施設外で明らかに近所に迷惑をかける動物等を飼育すること。

(7) 本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸すること。

(8) 許可なく1週間以上体験住宅を留守にすること。

(9) その他施設の利用上ふさわしくない行為をすること。

(立入り)

第12条 協議会長は、体験住宅の防火、火災の延焼及び構造の保全並びにその他住宅の管理上特に必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、体験住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由があるときを除き、前項の規定による立ち入りを拒否することはできない。

(備品又は特殊備品の搬入)

第13条 利用者が体験住宅の利用にあたり、特別な設備及び特殊備品の搬入を必要とするときは、協議会長の許可を受けなければならない。

(事故免責)

第14条 協議会長は、体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、体験住宅内の事故及び利用期間中に施設外で発生した事故に対して、その責任を負わないものとする。

附則 この規約は、令和 4年 10月 1日から施行する。

この規約は、令和 5年 12月 1日から施行する。

別表1 利用料

日 数	利 用 料	備 考
1 カ月につき	40,000 円（税込）／1名	光熱水道費を含む 中学生以下の同伴者無料